

保護者の皆様 へ

鎌倉市長 松尾 崇
(公 印 省 略)

オミクロン株の感染拡大に伴う保育所等における 臨時休園等の対応について

日頃から、本市の保育行政に御理解、御協力をいただきありがとうございます。

さて、県内において、オミクロン株による急激な感染拡大に伴って臨時休園する保育所等が急増し、エッセンシャルワーカーをはじめとする保護者の就労等への影響が大きくなり、医療提供体制への深刻な影響をはじめ、社会機能の維持にも大きな支障が生じております。

神奈川県では、令和4年(2021年)2月4日に開催された「神奈川県感染症対策協議会」からの提言(保育所での濃厚接触者の特定は行わず、休園も原則行わないとするもの)や県の要望による国事務連絡(市町村が休園を判断する際の根拠とする規定を記載)の改正通知の内容を踏まえ、同年2月18日付けで県内市町村に対し、保育所等における臨時休園等の対応に係る基本的な考え方を示すとともに、本対応への協力要請を行っております。

こうした状況を受け、本市では、県から示されたこの考え方にに基づき、以下のとおり対応することとしましたのでお知らせします。

【神奈川県の基本的な考え方】

※感染者が確認されたときの具体的な対応

次の対応により、医療従事者をはじめ、社会機能を維持する事業所の従業員が必要とする保育を確保するものとする。

- (1)職員が就労できない等運営が困難な場合を除き、原則として臨時休園は行わず、開所を継続する。
- (2)感染者・有症状者には、登園を避けていただくことを徹底する。(濃厚接触者の特定や、その登園を避けるような要請はしない。)
- (3)保護者が児童の感染を心配する場合や、家庭で保育が可能な方に対しては、登園の自粛をお願いする。

【本市の対応】

本市では、県の基本的な考え方にに基づき、原則として休園は行わず、開園を継続します。

ただし、感染者が在籍するクラスにおいて、登園の自粛要請を行う必要があると市が判断した場合、お休みされた日数が1日以上の方(土曜日を含みます)で、保育料を指定期日までに納付している方に対し、日割計算を行ったうえで、還付手続きを行います。(指定期日までに納付していない方は、納付が確認でき次第、還付手続きに入ります。)

なお、給食費については、既に食材を発注済であることから、還付手続きはありません。

詳細は、所属園を通じて御案内します。

(期 間)

令和4年(2022年)2月21日(月)から当分の間の時限的措置(終期は県が今後決定する日)